

# トラストサービスの制度化に向けた論点について

令和元年10月28日  
事務局

# 総論・検討の視点

- 本WG中間取りまとめ(本年8月8日)において、ユーザ企業側のニーズやユースケースの明確化やサービスの普及が進んでいない原因の分析を行った上で検討を深めることとされたことを受け、**中間取りまとめ以後、主にeシール及びタイムスタンプに関するユーザ企業側の意向を確認するためのヒアリングやアンケート調査を行ってきたところである。**
- 中間取りまとめまでの議論及びこれらのヒアリングやアンケート調査の結果を踏まえ、中間取りまとめにおいて検討を深めることとされた**eシール及びタイムスタンプの制度化に向けた論点については、以下のとおり整理できるのではないか。**
  - ① 信頼性の基点としてeシールの認証局やタイムスタンプ発行事業者の**信頼性をどう担保するか。**
    - 国際的な通用性の観点からの検討も重要ではないか。
  - ② eシールやタイムスタンプの利用が電子文書の送受信・保存について規定している**法令との関係で有効な手段として明示されるか。**
- また、具体的な検討に際しては、トラストサービスの信頼性を保証するために**各サービスに共通して求められる要素や、紙媒体の世界との対比だけではなく電子的な手法の特性を勘案することの重要性**について考慮に入れる必要があるのではないか。
- なお、「トラストサービスの利用動向に関するアンケート調査の結果」(本年10月11日第11回会合事務局資料)において、各トラストサービスを使用している社及び導入検討後に断念した社の多くが手間やコストを課題にあげていることから、**トラストサービスを提供する事業者や業界においても、トラストサービスの更なる普及の拡大やより利用しやすくなるビジネス上の工夫に取り組むことが求められるのではないか。**

# eシールの制度化に向けた論点について(1／5)

## 現状・背景

- ヒアリングやアンケート調査によると、企業における文書の電子化については進展が見られるが、トラストサービスについては広く利用されているとは言いがたい状況であり、また、電子化が行われていても紙で発行した文書をスキャナ等により電子化しただけという例も見られるところ。

(ヒアリングで述べられた現状)

- 現状の支払業務フローは、取引先(請求企業)からの請求書は紙又はPDFデータで受領(社印の押印あり)、受領した請求書の内容を購買システムに手入力、証拠書類としての請求書原本は紙で保管。打鍵ミスや書類紛失等のリスクが内在。
- 取引先(支払企業・団体)への請求書は紙で提出(社印を押印)。全体の1／3が手渡し。同時に請求書データ(CSVファイル)の提供を要請される例が増加しているが、請求書原本の提出は免除されない。

(アンケートで述べられた現状)

- 文書・データ等の送受信や保存の場面で、何らかの電子化を行っている社は39社中36社。
- 電子署名(組織名の電子証明書)を使用している社は、送受信・保存いずれの場面でも39社中7社。

- これでは電子データの発行から送受信、社内処理(社内システムへのデータ入力や各種データの突合)や保管までを自動的に行うことは困難。

- 他方、今後、Society 5.0時代においてデータの利活用が一層活発化することや、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入により事業者間での請求書等の文書のやり取りやその確認の事務作業が大量化・複雑化することが見込まれ、大量の文書やデータを人手を介さずに自動的に処理することで業務を効率化するニーズが高まることが見込まれる。

(アンケートで寄せられた意見)

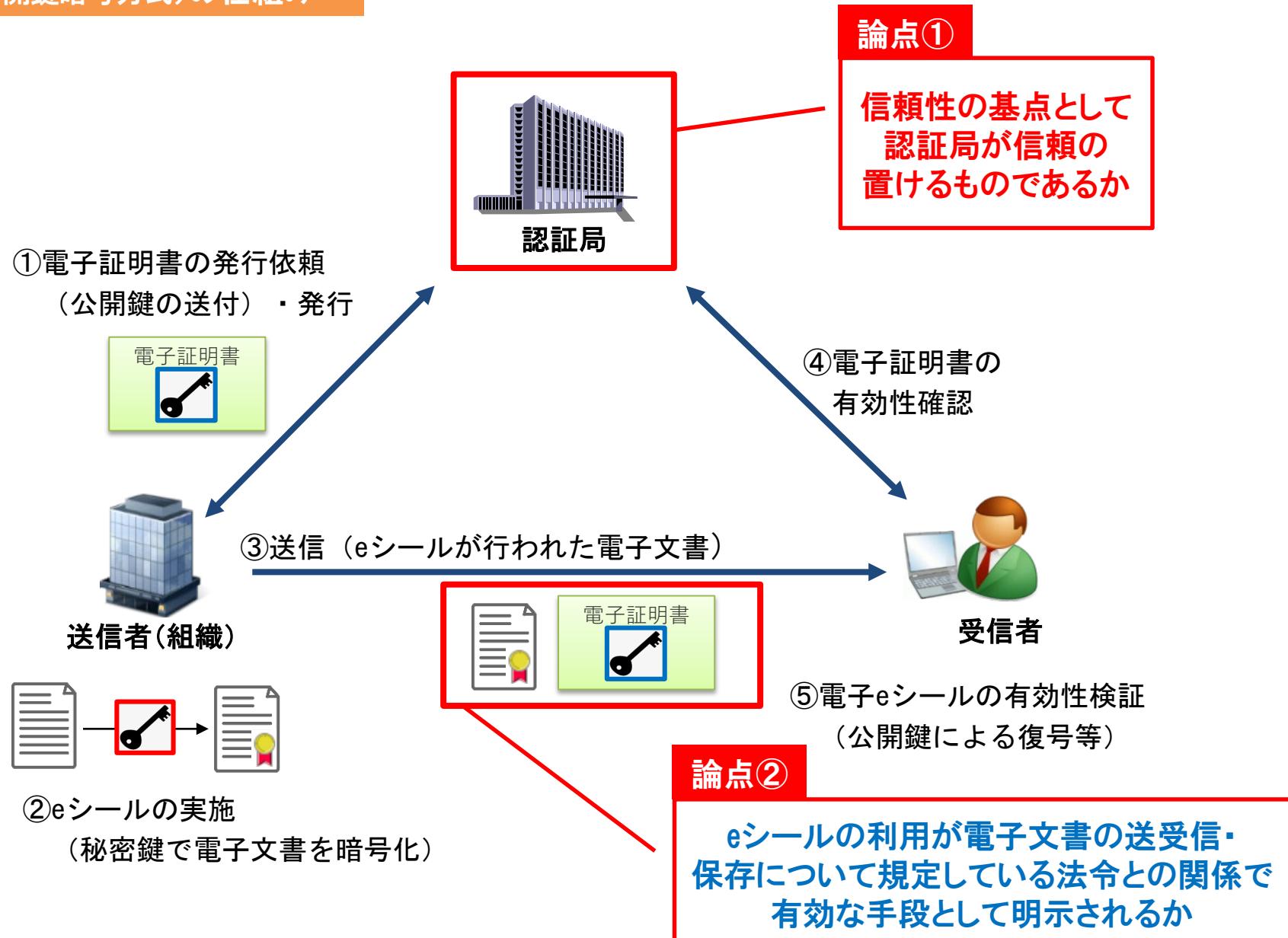
- 電子署名(組織名の電子証明書)を使用していない29社のうち、「適格請求書対応でコスト等が見合えば使用したい」と回答した社が26社。

- その際には、データの自動処理の前提として、データを信頼してやり取りできるよう、データの送信元がなりすまされていないか、データの内容が改ざんされていないかを確認可能とする仕組みが必要となる。

- eシールはこのような機能を有する仕組みであり、eシールの普及により、文書の電子化やデータの自動処理による生産性の大幅な向上が期待される。

# eシールの制度化に向けた論点について(2／5)

## eシール(公開鍵暗号方式)の仕組み



# eシールの制度化に向けた論点について(3／5)

## これまでの議論と課題(論点①関係)

- 中間取りまとめにおいて、eシールは、企業が発行する文書等の電子化やデータの自動処理による生産性の大幅な向上に寄与することが期待されるため、どのような枠組みであれば利用者が安心して利用できるか、制度化も視野に入れて検討を深めることとされた。

### トラストサービスWG中間取りまとめ(抜粋)

#### 第4章 個別論点と取組の方向性 4. 2 組織を対象とする認証について (4) 取組の方向性

EUにおいて利用が拡大している実態や今後の我が国における消費税に係るインボイス制度の導入、さらに、Society5.0時代を見据えて、ユーザ企業側のニーズやユースケースを明確化した上で、どのような枠組みでeシールに係るサービスが提供されれば、利用者が安心して利用できるか、制度化も視野に入れて、検討を深めていくことが必要である。

- 上記を踏まえて更なるヒアリング及びアンケート調査を実施したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。(ヒアリングで寄せられた主な意見)

▶制度上の位置づけが存在しない場合、また民間の基準・認定制度しか存在しない場合は運用上の懸念があり普及しないため、今後普及が必要なトラストサービスについては公的制度の整備が必要。

▶課税事業者登録番号を属性としたeシールが制度化され、認定を受けた事業者のeシールを利用できることになれば、懸念を持つことなく、電子インボイスの真正性確保にeシールを用いることができるため、電子インボイスの利用が促進される。

(アンケートで寄せられた主な意見)

▶電子署名(組織名の電子証明書)を使用している7社のうち3社が「法制度が存在しない」ことを課題と感じている(送受信・保存いずれの場面でも同様)。

 eシールの導入・普及により、業務の効率化や生産性の向上が見込まれるところ、これを進めるためには、電子署名に係る認証業務のように国の関与によりeシールの信頼性を担保する仕組みが必要ではないか。

# eシールの制度化に向けた論点について(4/5)

## 取組の方向性に関する検討(論点①関係)

利用者が安心してeシールを利用可能とするためには、国が何らか関与することでその信頼性に裏付けを与えることが重要ではないか。

### (1)第三者認定の必要性

信頼性に裏付けを与えるためには、信頼の置けるサービス・事業者を第三者が認定する仕組みが必須か。

### (2)国の関与手法

第三者による認定の仕組みを備えた国の関与としては以下の手法が考えられるところ、それについてどのようなメリット・デメリットが想定されるか。

	①国による認定	②国による基準の提示
概要	国による優良事業者の認定制度を創設	国が信頼の置けるサービス・事業者に求められる技術上・運用上の基準を提示(認定は民間による枠組み)
例	<p>&lt;個別法に基づくもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定認証業務</li> <li>・認定電子委任状取扱業務</li> </ul> <p>&lt;個別法に基づかないもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境配慮型SS(サービスステーション)認定</li> <li>・第四次産業革命スキル習得講座認定</li> <li>・健康増進施設認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報銀行(一般社団法人日本IT団体連盟)</li> <li>・タイムスタンプ(一般財団法人日本データ通信協会) ※総務省がタイムスタンプに求められる大まかな要件を定めた「指針」を提示。</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の関与が明確</li> <li>・認定事業者を騙る事業者を処罰可能(個別法に基づく場合)</li> </ul>	技術革新に応じた制度の柔軟な改善が可能
課題・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>個別法で措置する場合には、紙媒体において相当する概念である社印・角印に法的位置づけがない中でeシールについて法的に位置づけることの整合性</b></li> <li>・サービスの内容が確立され広く提供されていない中で国の制度に位置づけることによる今後の技術開発・サービス展開への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国による関与の度合いは①に比べて弱い</li> <li>・国際的な相互運用性の観点から十分といえるか</li> <li>・<b>認定制度の永続性に不安がある</b></li> </ul>

# eシールの制度化に向けた論点について(5/5)

## 取組の方向性に関する検討(論点②関係)

- また、eシールのような仕組みを用いて電子化を図るに当たっての懸念事項として、一定の文書の発行や保存等に関する法令上の要件との関係が挙げられている。
  - (ヒアリングで寄せられた主な意見)
    - ▶ 国において、基準に適合したeシールを利用した場合の法的効果(電子化にあたっての要件を定める法令への適合など)を制度化することにより、阻害要因の解消につなげていただきたい。
    - ▶ 請求書以外でも長期間の保存・保管が必要な領収書などの国税関連帳簿、法人取引における各種書類においてもeシールの活用が期待される。法令への適合性が明確化されるよう制度化に期待。
  - (アンケートで寄せられた主な意見)
    - ▶ 保存の場面で電子署名(組織名の電子証明書)を使用している7社のうち3社が「法令上認められる保存義務の要件を満たすものか不明確」であることを課題と感じている。
    - ▶ 送受信の場面で電子署名(組織名の電子証明書)の導入検討後、断念した5社のうち4社が「法令上認められる送付時の要件を満たすものか不明確」であることを課題と感じている。
- この点、eシールの信頼性確保のための国による何らかの関与を前提に、**電子文書の送受信・保存について規定している法令との関係で有効な手段として認められるeシールの要件を明示する**よう、信頼の置けるeシールが満たすべき基準を示しながら所管省庁に働きかけることが有効ではないか。

## その他の論点

- eシールについては、電子署名やタイムスタンプと異なり、**サービスの内容が確立され広く提供されている**という実態がないところ、国の関与について検討するに当たり、例えばeシールの対象となる「組織」の範囲をどう考えるか等、その外延を定めるために引き続き検討が必要な課題があるのではないか。
- **技術標準や認証に必要な情報等の管理を含めた運用に関する基準**を今後どのように検討・決定し、国の関与の仕組みの中にどのように位置づけていくのかという進め方についても検討が必要ではないか。
- eシールとタイムスタンプを組み合わせた長期署名類似のサービスが想定され、**そのようなサービスの信頼性を確保する**という観点もあるのではないか。
- eシールは使い方も含めてまだ浸透していないサービスであり、**想定される用途やユースケースを整理して利用者に周知する**ことが必要ではないか。

# タイムスタンプの制度化に向けた論点について(1/4)

## 現状・背景

- 国税関係書類の保存など一部の分野においてはタイムスタンプの利用が進み、文書の電子的な保存が進んでいる一方、例えば建築士の設計図書は電子的に作成するが保存のためだけに紙で印刷している等、**タイムスタンプが利用されず、保存の段階まで電子化が貫徹されていない例が見られる。**  
 (アンケートで述べられた現状)
  - 文書・データ等の送受信や保存の場面で、何らかの電子化を行っている社は39社中36社(再掲)。
  - タイムスタンプを使用している社は、送受信の場面で39社中9社、保存の場面39社中11社。
- 現在の電子署名は技術的制約から有効期限が存在し、長期保存への対応が困難であることから、電子署名とタイムスタンプを組み合わせた「長期署名」が用いられており、**タイムスタンプは、長期署名を実現するために必須の要素として活用されている。**

## タイムスタンプ(公開鍵暗号方式)の仕組みと現行の認定枠組み



# タイムスタンプの制度化に向けた論点について(2/4)

## これまでの議論と課題(論点①関係)

- これを踏まえ、中間取りまとめにおいては、他の分野でタイムスタンプの普及が進んでいない原因を分析した上で、タイムスタンプの利用を社会全体に広げるための制度の在り方について、検討を深めていくこととされた。

### トラストサービスWG中間取りまとめ(抜粋)

#### 第4章 個別論点と取組の方向性 4.5 タイムスタンプについて (4) 取組の方向性

2005年の(一財)日本データ通信協会による民間の認定スキームの開始から14年が経過したが、現行の民間認定スキームでは、電子帳簿保存法に基づき、省令でタイムスタンプの使用を義務付けている国税関係書類の電子保存の場面など、その利用は一定の範囲にとどまっているため、今後、他の分野でタイムスタンプの普及が進んでいない原因を分析した上で、タイムスタンプの利用を社会全体に広げるための制度の在り方について、検討を深めていくことが必要である。

その際、海外においてデータの真正性を争う場面が増えることも想定され、EUのeIDAS規則等との国際的な相互運用性に十分留意することが必要である。

- 上記を踏まえて更なるヒアリング及びアンケート調査を実施したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。  
(ヒアリングで寄せられた主な意見)

- ▶民間の認定制度のタイムスタンプでは、その効力の永続性に不安がある。国としての認定制度があればその不安が解消され、長期保存におけるデータの電子化の進展が期待される。タイムスタンプは電子取引の基盤となるインフラであり、その信頼性を国が担保しないと、長期間安心して利用することができない。
- ▶タイムスタンプに関する制度が国の制度ではないため、制度への認知度が高くななく導入の必要性検討に苦労している。
- ▶民間の認定制度のタイムスタンプでは、その証拠性に不安がある。国としての認定制度があれば、特に海外事業者とのやりとりにおける契約の迅速化が期待される。

#### (アンケートで寄せられた主な意見)

- ▶送受信の場面でタイムスタンプを使用している9社のうち4社、保存の場面でタイムスタンプを使用している11社のうち5社、送受信の場面でタイムスタンプの導入検討後、断念した5社のうち4社及び保存の場面でタイムスタンプの導入検討後、断念した7社のうち4社が「サービスが将来にわたっても提供されるか不安」であることを課題と感じている。
- ▶保存の場面でタイムスタンプの導入検討後、断念した7社のうち3社が「法制度が存在しない、法令上の保存義務を満たすものであるかが不安」であることを課題と感じている。

→ タイムスタンプの普及を進めるためには、電子署名に係る認証業務のように国の関与によりタイムスタンプの信頼性を担保する仕組みが必要ではないか。

# タイムスタンプの制度化に向けた論点について(3/4)

## 取組の方向性に関する検討(論点①関係)

- 利用者が安心してタイムスタンプを利用可能とするためには、国が何らか関与することでその信頼性に裏付けを与えることが重要ではないか。その際、タイムスタンプについては、技術やサービス内容が確立されており、また、日本データ通信協会による認定制度も14年運用されているが広く利用が進んでいるとは言いがたい状況を踏まえ、積極的な措置を講ずる必要性がより高いといえるのではないか。
- 第三者による認定の仕組みを備えた国の関与としては以下の手法が考えられるところ、それについてどのようなメリット・デメリットが想定されるか。

	①国による認定	②国による基準の提示
概要	国による優良事業者の認定制度を創設	国が信頼の置けるサービス・事業者に求められる技術上・運用上の基準を提示(認定は民間による枠組み)
例	<個別法に基づくもの> ・認定認証業務 ・認定電子委任状取扱業務 <個別法に基づかないもの> ・大気環境配慮型SS(サービスステーション)認定 ・第四次産業革命スキル習得講座認定 ・健康増進施設認定	・情報銀行(一般社団法人日本IT団体連盟) ・タイムスタンプ(一般財団法人日本データ通信協会) ※総務省がタイムスタンプに求められる大まかな要件を定めた「指針」を提示。
メリット	・国の関与が明確 ・認定事業者を騙る事業者を処罰可能(個別法に基づく場合)	技術革新に応じた制度の柔軟な改善が可能
課題・デメリット	個別法で措置する場合には、紙媒体において相当する概念がない中でタイムスタンプに特別な法的位置づけを与えることの整合性	・国による関与の度合いは①に比べて弱い ・国際的な相互運用性の観点から十分といえるか ・認定制度の永続性に不安がある

# タイムスタンプの制度化に向けた論点について(4/4)

## 取組の方向性に関する検討(論点②関係)

- また、タイムスタンプのような仕組みを用いて電子的な保存を行うに当たっての懸念事項として、一定の文書の保存に関する法令上の要件との関係が挙げられている。
  - (ヒアリングで寄せられた主な意見)
    - 様々な電子署名(認定認証、特定認証、電子サイン等)とタイムスタンプの組み合わせにより、どのような証拠力、適法性が担保されるかの指針を明示してほしい。
    - 仮にタイムスタンプに対する正当性に疑義が生じた場合に、保存義務等の法令を遵守していると主張できるのか。
  - (アンケートで寄せられた主な意見)
    - 送受信の場面でタイムスタンプの導入検討後、断念した5社のうち4社が「法令上認められる送付時の要件を満たすものか不明確」であることを課題と感じている。
    - 保存の場面でタイムスタンプの導入検討後、断念した7社のうち3社が「法制度が存在しない、法令上の保存義務を満たすものであるかが不安」であることを課題と感じている(再掲)。
- この点、電子帳簿保存法施行規則において日本データ通信協会の認定を受けた事業者が発行するタイムスタンプの使用が明示的に規定された国税分野においてタイムスタンプの利用が進んでいることを踏まえ、タイムスタンプの信頼性確保のための国による何らかの関与を前提に、**電子文書の送受信・保存について規定している法令との関係で有効な手段として認められるタイムスタンプの要件を明示する**よう、信頼の置けるタイムスタンプが満たすべき基準を示しながら所管省庁に働きかけることが有効ではないか。

## 他の論点

- 時刻配信事業者について、国による関与の仕組みの中でどのように扱うべきか。
- タイムスタンプ発行事業者やその利用する認証局が廃止される際の対応をどのようにすべきか。